

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地域名	作成年月日	直近の更新年月日
山鹿市	央地区	令和5年1月30日	令和 年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.5ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計 ※地域営農組織法人を除く	5.3ha
i うち後継者が「いない」又は「未定」の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>耕作者60歳以上で後継者が「いない」又は「未定」の農地3.2haのうち、5年後に貸付・売却意向が0.8ha、10年後では1.8haあるのに対し、中心経営体が今後規模拡大したい面積が23haである。今後は、中心経営体を中心に農地の集積・集約が急務である。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>耕作地が平地と中山間地と約半々で存在している。また、スイカなどの野菜生産も行われているが、地区内では担い手不足に加え高齢化が進んでいる状況であり、地区には中心経営体となる認定農業者(法人含む)が2名存在している。今後は、中心経営体を中心に農地の集積・集約化を進め、農事組合法人等の設立を図る必要がある。</p>
--

(参考) 中心経営体  
別紙一覧

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりを猟友会等関係機関と連携し捕獲体制の構築等に取り組むことで、安心して農地の集積・集約に取り組むことができる。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 今後、中心経営体の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくことにより、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構等関係機関と連携し進めていく。</p>
<p><b>基盤・用排水路の整備方針</b> 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備や用排水路の整備に取り組んでいく。</p>
<p><b>地域営農組織及び法人の設立方針</b> 認定農業者を中心に、共同作業を行う地域営農組織や、農地を引受け共同作業を行う農事組合法人の設立に取り組んでいく。</p>